

有人国境離島法島民割引について

下五島(福江)⇄佐世保航路

①有人国境離島法島民割引

【適用方法等】

・新上五島町、五島市、小値賀町、佐世保市〔宇久島〕、西海市〔江島・平島〕の住民で、居住地区の地方自治体が発行する『国境離島島民割引カード』を所持している本人様が、同カードを窓口で提示した場合に適用します。※1

※1 国境離島島民割引カードが発行されていない場合は、運転免許証・住所記載のある健康保険証・マイナンバーカード(通知カード)・島民航空カード、その他公的機関が発行する住所記載のある証明書を窓口でご提示いただくと上記同様適用いたします。

・なお、新上五島町、五島市、小値賀町、佐世保市〔宇久島〕、西海市〔江島・平島〕、が認定する**準住民**※2においては、当該地区の地方自治体が発行する「準国境離島島民割引カード」あるいは「国境離島準住民確認書」を窓口で提示した場合に適用します。

※2 **準住民**とは有人国境離島法に係る住民に準ずるものとして、当該航路に係る市町が認定したものをいいます。

・適用は平成29年4月1日乗船分からで、他割引との併用はできません。

・『往復』の通用期間は14日間です。

【割引運賃額】

現行運賃		片道 一般運賃	往復 一般運賃
	大人		¥5,800
小人		¥2,900	¥5,000

↓ ↓

割引後運賃		片道	往復
	大人		¥2,900
小人		¥1,450	¥2,760

②有人国境離島法身体障害者割引、有人国境離島法知的障害者割引、有人国境離島法精神障害者割引

【適用方法等】

「有人国境離島法島民割引」適用かつ身体障害者、知的障害者、精神障害者が国境離島法島民割引カード等及び各種障害者手帳(同手帳にて現住所が確認できる場合は同手帳のみで可)を窓口に呈示した場合に適用します。

なお、**介護者**については、有人国境離島法身体障害者割引、有人国境離島法知的障害者割引、有人国境離島法精神障害者割引の適用を受ける『第1種身体障害者』『第1種知的障害者』『第1級精神障害者』1名について当社において介護能力があると認めた1名が、当該障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に適用します。

【割引運賃額】

現行運賃	身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引	
	大人	
小人		¥1,450

↓

割引後運賃	有人国境離島法身体障害者割引、 有人国境離島法知的障害者割引、 有人国境離島法精神障害者割引	
	大人	
小人		¥730